

奈良県告示第二百三十二号

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）第七条第二項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成二十六年九月三十日

奈良県知事 荒井正吾

売りさばき場所	所在地	名称	廃止年月日
吉野郡吉野町大字 飯貝六八〇 奈良 県立吉野高等学校 内	吉野郡吉野町大字飯貝 六八〇	吉野高等学校育友 会	平成二十六年十 月三十一日